

職員団体との交渉の議事要旨

(開催日時)

平成24年7月3日(火) 10:30~11:06(36分)

(開催場所)

留萌開発建設部 第2会議室

(出席者)

当局側(留萌開発建設部)

山田 博継(総務課長)、齊藤 整(総務課長補佐)、飯田 泰理(上席総務専門官)

職員団体側(全北海道開発局労働組合青年部留萌支部)

櫻庭 悠輔(部長)

(議題)

- 1 当部若年層職員の超過勤務の縮減について
- 2 当部若年層職員の健康管理について
- 3 当部若年層職員が育児休業や休暇の取得しやすい職場環境の整備について
- 4 当部若年層職員の宿舍の入居について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(発言概要)

【議題1:当部若年層職員の超過勤務の縮減について】

(職員団体)当局として、どのような超過勤務縮減策を執っているのか。

(当局)超過勤務の縮減については、業務の簡素・効率化、適切な進行管理などの取り組みを行っているところである。

(職員団体)月60時間を超える超過勤務の抑制について、各職場の管理者による時間管理面での指導が厳しく行われ、一部ではサービス残業があるとも聞いている。どのような指導を行っているのか。

(当局)当局として、そのような実態は把握していない。

なお、各職場の管理者に対しては、引き続き超過勤務の事前申告・事後確認の徹底など適正な勤務時間管理に努めるよう指導を行っていく考えである。

【議題2:当部若年層職員の健康管理について】

(職員団体)若年層職員についても、超過勤務による体調不良を訴えていることから、健康診断については、年齢にかかわらず、希望する検診項目を受診できるようにしてもらいたい。

(当局)健康診断については、人事院規則によるほか、予算状況や必要性等を考慮の上、実施しているところであり、長時間の超過勤務を行った職員については、臨時の健康診断等の実施により、引き続き職員の健康管理に努めていきたい。

【議題3：当部若年層職員が育児休業や休暇の取得しやすい職場環境の整備について】
(職員団体)業務の負担の増加により、休暇等を取得しづらい環境にあることから、育児休業・休暇等を取得しやすい職場環境を整備してもらいたい。

(当局)育児休業・休暇等を取得しやすい職場環境となるよう、引き続き、管理者への指導を徹底していきたい。

【議題4：当部若年層職員の宿舍の入居について】

(職員団体) 宿舍の削減計画によって、若年層職員の宿舍への入居に支障が生じないよう対応してもらいたい。

(当局) 新たな宿舍の貸与基準に基づき、類型に該当する者については、できる限り入居させるよう努めていく考えである。

※文責は留萌開発建設部当局（今後修正等があり得る。）

交渉議題に関する回答メモ

1. 当部若年層職員の超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

2. 当部若年層職員の健康管理について

健康・安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康安全計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、執務環境の点検整備等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成24年度においては、特に、生活習慣病対策、超過勤務に係る臨時の健康診断・面接指導の実施、公務上等災害の防止及びメンタルヘルス対策の4つを重点事項として取り組んでいくこととしている。

なお、メンタルヘルス対策については、カウンセリング制度や健康管理医（精神科医）の積極的活用のほか、特に管理者への教育の徹底を図り、予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていきたいと考えている。

3. 当部若年層職員が育児休業や休暇の取得しやすい職場環境の整備について

休暇制度や育児休業を始めとする各種両立支援制度については、これまでもイントラネットや電子メール、リーフレット配付等を通じて職員に周知を図ってきたところであり、引き続き意識啓発を含め周知に努めていきたいと考えている。

職員から本人又は配偶者が妊娠中であることの申出があった場合においては、その職員に対して両立支援制度の利用促進に資する情報提供を行っていくなど育児を行う職員が希望する制度を請求しやすい環境となるよう、管理者への指導を徹底していきたいと考えている。

年次休暇等の計画的使用の促進については、従来から管理者に対し、職員の希望、業務処理計画等を勘案・調整し、業務の効率的な進行管理を図るよう指導しているところである。また、年次休暇等の使用計画表を作成するなどして、連続した休暇を取得しやすい環境づくりに努めているところであり、特別休暇を含めた休暇を取得しやすい環境の整備に向けて、引き続き指導を徹底していきたい。

4. 当部若年層職員の宿舎の入居について

平成24年2月9日付け財務省理財局長通達により、宿舎の貸与に関する取扱いが、一部改正となっており、当局としては、当通達の趣旨に基づき、宿舎を希望する職員が、類型に該当し、職務遂行上宿舎の貸与を必要としていることを確認の上、できる限り入居させるよう努めていく考えである。